

令和4年7月29日  
第1回平塚市人権施策推進協議会

## 平塚市人権施策推進指針について（概要）

本市における人権尊重社会の実現をめざし、人権に対する基本理念や施策の方向性を明らかにし、人権施策を総合的・体系的に推進するための基本方針である「平塚市人権施策推進指針」を策定したものの。

### 1 指針に定める事項

#### (1) 指針の基本理念、基本目標、市の基本姿勢

- ・基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」

- ・基本目標

「人権尊重意識の高揚」

「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」

「多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり」

「市民等との協働によるまちづくり」

- ・市の基本姿勢

人権施策を推進するため、職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解し、本指針に基づいて行動するとともに、関連部署や市民などの意見を取り入れながら連携を図り、適正かつ積極的に取り組む。

#### (2) 人権教育の推進、人権啓発の推進、相談支援体制の充実に関する方針

#### (3) 主要な人権課題に対する施策の推進に関する方針

「女性の人権」「子どもの人権」「高齢者の人権」「障がいのある人の人権」「同和問題」

「外国籍市民の人権」「患者等の人権」「刑を終えて出所した人の人権」「犯罪被害者等の人権」「ホームレスの人権」「インターネット等における人権問題」「自殺対策」

「災害発生時における人権」「さまざまな人々の人権」

本指針では特徴として、平塚市民のこころと命を守る条例における基本施策及び東日本大震災により顕在化した課題を踏まえ、「自殺対策」及び「災害発生時における人権」を人権課題として位置づけている。